

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 8 月29日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

広島県公安委員会規則第10号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第34条第2項第2号」を「第34条第3項第2号」に改める。

第19条の3第1項中「講習予備検査受検申出書」を「申出書」に改める。

第21条の14中「別記様式第19号の10」を「別記様式第17号の4」に、「高齢者講習受講申出書」を「申出書」に改める。

別記様式第15号中「本(国)籍」を「本籍・国籍等」に改める。

別記様式第16号の2中「本 籍 ・ 国 籍」を「本 籍 ・ 国 籍 等」に改め、同様式備考2中「本籍・国籍欄」を「本籍・国籍等欄」に、「は国籍」を「は国籍等」に改める。

別記様式第17号の4を次のように改める。

様式第17号の4 (第19条の3、第21条の14関係)

講習予備検査受検 申出書
 高齢者講習受講

広島県公安委員会 様

第97条の2第1項第3号イ及び第101条の4第2項の規定による講習予備検査
 道路交通法 第108条の2第1項第12号に規定する高齢者講習

を受けたいので、手数料を添えて申し出ます。

住 所		(TEL)															
ふ り が な 氏 名																	
生年月日・性別		年 月 日 (歳) 男・女															
現に受けて いる免許	種 別	大 型	中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	けん 引 二		
	有効年月日	平成 年 月 日まで有効															
	免許証番号	第	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:		
高齢者講習 受講者のみ の記入項目	自動車等の運 転指導で希望 する車種	<input type="checkbox"/> 普通車(オートマチック車)				<input type="checkbox"/> 普通車(マニュアル車)				<input type="checkbox"/> 大自二車(オートマチック車)				<input type="checkbox"/> 大自二車(マニュアル車)			
	平素の運転 状 況	<input type="checkbox"/> 毎日運転している。 <input type="checkbox"/> ときどき運転している。(週 回程度) <input type="checkbox"/> 普段全く運転しない。															
※ 実施場所																	

注1 申込みを希望する□内に \surd 印を付すること(講習予備検査、高齢者講習のいずれか、又は両方)。

2 現に受けている免許の欄の種別については、該当する種別を○で囲むこと。また、免許証番号については、講習予備検査受検者のみ記入すること。

3 高齢者講習受講者のみの記入項目欄は、該当する□内に \surd 印を付すること。

4 ※印欄には、記載しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第17号の5から別記様式第17号の5の3までの様式中

36点以上	記憶力・判断力が低くなっています。
0点超36点未満	記憶力・判断力が少し低くなっています。
0点以下	記憶力・判断力に心配ありません。

を

76点以上	記憶力・判断力に心配ありません。
49点以上76点未満	記憶力・判断力が少し低くなっています。
49点未満	記憶力・判断力が低くなっています。

に改める。

別記様式第17号の5の4中「^{あやま}誤った^{かいとう}回答が」を「^{ただ}正しい^{かいとう}回答が」に、「 $7.731 + 0.641 \times A - 0.523 \times B - 0.315$ 」を「 $1.15 \times A + 1.94 \times B + 2.97$ 」に、「^{あやま}誤った^{かいとう}回答を」と^{てんすう}点数が^{そうごうてん}つき、^{くわ}総合点に^た加えられ」を「^{ただ}正しく^{かいとう}回答すると^{てんすう}点数が^{つき}つき」に改め、「^{そうごうてん}総合点から^ひ引かれ」を削り、「^{てん}0点や^{てん}36点」を「^{てん}49点や^{てん}76点」に、「^{てんいじょう}36点以上」を「^{てんみまん}49点未満」に、「^{てんみまん}36点未満」を「^{てんいじょう}49点以上」に、「^{しつもん}ご質問」を「^{ごしつもん}御質問」に改める。

別記様式第19号の2（表）中「^{ほん}本籍」を「^{ほん}本籍^{こく}国籍等」に改める。

別記様式第19号の4中「^{ほん}本籍・^{こく}国籍」を「^{ほん}本籍・^{こく}国籍等」に改める。

別記様式第19号の10を次のように改める。

別記様式第19号の10 削除

附 則

（施行期日）

1 この公安委員会規則は、平成25年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この公安委員会規則の施行の際現にあるこの公安委員会規則による改正前の別記様式第15号、別記様式第16号の2、別記様式第19号の2及び別記様式第19号の4の様式による用紙が残存する場合は、所要の補正をした上、これを使用できるものとする。

（広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則の一部改正）

3 広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（平成25年広島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記様式第19号の4の改正規定中「^{ほん}本籍・^{こく}国籍」を「^{ほん}本籍・^{こく}国籍等」に改める。